

[事案 2019-77] 契約者貸付金減免請求

・令和元年 12 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付の元利金を返済せずに、死亡保険金額から契約者貸付元利金を引いた保険金額の保障を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 2 月に契約した死亡保険金額 1,200 万円の終身保険について、平成 17 年以降数回にわたり契約者貸付を受けたが、以下の理由により、契約者貸付元利金は返済せずに、1,200 万円から契約者貸付元利金を引いた保険金額を保障してほしい。

- (1) 自分から貸付金額を指定したことは一度もない。貸付を受ける際、返済をせずに保障が続けられる額を貸してほしいと依頼している。
- (2) 契約者貸付の返済をしなければならないと分かっていたら、最初から借りていなかったが、その説明はなかったし、募集人も説明をしていなかった非を認めている。
- (3) 保険加入の意思としては、契約者貸付や解約返戻金ではなく、保障を残すためであり、毎月の保険料以外のお金を納めないと保障が続かないという説明は聞いていないし、認識もない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付の際に、利息が発生することは説明済みである。
- (2) 保険料の未納や追加の契約者貸付の利用がない場合、契約者貸付元利合計金額が解約返戻金額を上回るにより失効するのは令和 19 年 2 月であり、失効防止のための方策を講じることが十分可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に要望したとする内容の契約変更が成立したとは認められず、契約者貸付時の募集人の対応に不備があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。